

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に平野修一農業委員、安藤敏男農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に藤田農業委員会事務局長、書記に小宮山農業委員会事務局次長、関根副主幹、長澤主任を任命した。

4 議 事

議案第1号

農地法第3条の許可申請について

議案第3号

農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第1号及び議案第3号は関連があるため一括審議とし、事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。本件は営農型太陽光発電施設の申請で、農地に支柱を立て、その上に太陽光パネルを設置して、下部で農業を行って売電収入を得るものである。支柱部分は第5条の一時転用、

上部パネルは第3条の区分地上権の許可が必要となる。令和2年5月19日に一時転用許可を受け、転用期間3年の満期となり、継続するため再度の許可申請である。下部はブルーベリー栽培を行っている。

議案第1号申請番号1、地区は大石地区、所在は大字小敷谷字南前の1筆、地目は登記、現況ともに畑、1筆である。申請事由は営農型太陽光発電による区分地上権の設定である。

申請番号2、地区は大石地区、所在は大字小敷谷字西通の1筆、地目は登記が田、現況は畑の1筆である。申請事由は営農型太陽光発電による区分地上権の設定である

議案第3号申請番号1、地区は大石地区、権利は使用貸借権、所在は大字小敷谷字南前の1筆である。地目は登記、現況ともに畑、形態は一時転用で、用途は営農型太陽光発電施設、施設については太陽光パネル設置に伴う支柱、電柱部分の一時転用となっている。開発許可は不要で、農振農用地のため適合証明を取得している。

申請番号2、地区は大石地区、権利は使用貸借権、所在は大字小敷谷字西通の1筆である。地目は登記田、現況畑、形態は一時転用で、用途は営農型太陽光発電施設、施設については太陽光パネル設置に伴う支柱、電柱部分の一時転用となっている。開発許可は不要で、農振農用地のため適合証明を取得している。

議
(報

長
告)

担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。
大石地区の橋本推進委員が報告した。案件が同じなので両方まとめて報告する。4月20日(木)に担当委員5名で現地調査を実施した。申請番号2の西通から桶川新道を進んで二股を右に曲がり、寺の南側に申請番号1の南前の現地がある。2か所ともに太陽光パネルが設置してあり、ブルーベリーが栽培されている。現地は管理され、特に問題はない。事業計画及び理由書が提出されている。

議

長

申請人に入室を促した。

申請人入室

申請人 自己紹介を行った。

議長 本件について意見を求めた。

市村推進委員 現状、支柱1本あたりにブルーベリー1本くらいだが、一面をブルーベリーにするような長期的な計画はあるのか。

申請人 単に量を増やして1面という形では管理ができなくなる。様子を見ながら1列ずつ増やし、現状の培程度に増やすことを考えている。

市村推進委員 鳥対策でネットをかけると思うが、太陽光パネルのメンテナンスなどの際にネットが絡んだり、ネットが張りづらいなど、果樹農園として相反するメンテナンスの仕方になるように思うが、木を増やしていった時どのように考えているのか。

申請人 ネットは別の圃場でも使っているが、雹や雪が降ると重さで支柱がやられる心配がある。カーテンではないが、ある程度の開平ができる形を考えている。他でどの様に対応しているのか知っているが、その辺の対策については調査中である。現状は幼木で育成中のため、成木になるまでには考えていきたい。

新木農業委員 営農型太陽光発電の3年目の更新ということで、担当委員から現地調査の結果良好な状態という説明であった。実際に管理している申請人として生育状況を観察していると思うが、ブルーベリーは良好な状態で生育しているという認識で良いのか。また、事業計画の中に発電量があり、天候等にも左右されると思うが計画通りになっているのか。それとブルーベリーはまだ3年目で収穫に至っていないと思うが、収穫時期は何年後になるのか伺いたい。

申請人 圃場が2か所あり、1か所については予想通りの生育である。もう1か所は場所によって生育のばらつきがあり、途中で苗木を入れ替えたりしている。苗木は2年物と3年ものがあり、3年ものは順調に生育しているが、2年ものには小動物が上に乗って枝が折れたり、通りの脇なので苗がな

くなったりしている。生育の悪いものは植え替えを行っている。落ち葉を集めて堆肥を作っており、補充しながらやっている。

発電に関しては月によってばらつきがあるが、計画以上の発電量がある。

苗の大きいものは5年目での収穫を考えていた。すべての苗がそれに対応できるかどうかはわからないが、ある程度の収量は見込めると考えている。

新木農業委員 事業計画書には管理にあたり除草を年2回行うとあるが、年2回の除草で管理できる状況になっているのか。

申請人 当初の計画は年2回であったが、現実的には2回の除草では追いつかない状況になっている。除草剤などで完全に除草したり、短く刈りすぎると地面が乾いてしまうので、現状では10cm以上の長さを残して刈りこんでいる。

藤波農業委員 要望という形で申し上げたい。担当地区の委員と現地調査させてもらった。太陽光パネルの下草は刈られていたと思うが、西通の方は住宅地と隣接しており、丁寧に管理して行かないと苦情になりかねない。年2回の除草では無理だと思う。また、梨畑の道路側は丸山公園に接しており、かなり人通りも多い。計画をしっかりと立てて除草を行ってほしい。

内田農業委員 図面には水道や井戸などの施設がないが、ブルーベリーの育成では根が乾くので保湿対策、水の管理をどうするのか。また、ブルーベリーの収穫は自身でやるのか、それとも摘み取りのような観光農園的な販売をするのか。さらに、ブルーベリーには種類があるが、何種類ぐらい植えているのか伺いたい。

申請人 南前の方は近くまで水利が来ているため、古い消防用ホースで灌水している。西通には水利がないので軽トラックに大型タンクを積み、現地に風呂桶の古いのを2つ置いて、水を溜めながら灌水している。車の入れるところはタンクにコックを付けて移動しながら水を撒いている。

収穫は当初は自分で収穫して庭先販売を行い、その後、木が成熟して収量が見込めるようになっ

た段階で、摘み取りのような観光農園ということも視野に入れながら考えていきたい。

ブルーベリーの種類は5種類植えているが4種類が主力で、時期をずらして収穫できるようにしている。

議 長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、申請人に退出を促した。

<申請人退出>

議 長 本件についてさらに改めて意見を求めるが特になかったため、議案第1号及び議案第3号について一括して採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

なお、議案第1号については、議案第3号許可が条件となるため、県許可と同時となることを申し添えた。

議案第2号

農地法第4条の許可申請について

議 長 議案第4号について事務局に説明を求めた

事務局

申請番号1、地区は大石地区、所在は大字領家字宮内、地目は登記、現況とも畑の1筆である。形態は転用で用途は貸駐車場、施設は砂利敷きである。開発許可は不要である。農振農用地であるが、令和5年3月16日付け、上尾市告示第88号で農振除外となっている。除外後の農地区分は第1種農地である。申請人は対象地近くに居住しており、周辺に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設に相当するため不許可の例外に該当する。

議 長 担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報

告)

大石地区の小川推進委員が報告した。4月20日木曜日、担当委員5名で現地調査を行った。申請地はL形の形状となっている。現地は作付けされていないが、保全管理されている。大石地区の意見としては特段問題ないと考えている。理由書を朗読した。

議 長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第2号について採決を行ったところ、

賛成全員で承認することを宣した。

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長 議案第4号について事務局に説明を求めた

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1，地区は上平地区、所在は上平中央二丁目の2筆で、登記、現況ともに畑2筆である。事由は事由発生者の死亡、続柄は親子である。従事日数は事由発生者250日、他は100日となっている。この時期なので現地は若干草が伸びているが、保全管理はされている。事務局としては問題ないと考えている。

議 長 本件について意見を求めた。

新木農業委員 従事日数が250日となっているが、現況で草が生えており、この従事日数で今までこういった利用状況であったのか。

事 務 局 事由発生者は高齢で、必要最低限での管理を行っていた状況である。

議 長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第4号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第1号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について
- (3) 農地法第5条の届出の取下げについて

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時25分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和5年4月25日

議 長

署名委員

署名委員